

# 朝日新聞

2011年(平成23年)

## 11月16日

### 水曜日

天気	6	9	12	15	18	21(時)
水戸	☀	☀	☀	☀	☀	0 12
宇都宮	☀	☀	☀	☀	☀	0 12
前橋	☀	☀	☀	☀	☀	0 13
さいたま	☀	☀	☀	☀	☀	0 13
千葉	☀	☀	☀	☀	☀	0 13
東京	☀	☀	☀	☀	☀	0 14
横浜	☀	☀	☀	☀	☀	0 14
甲府	☀	☀	☀	☀	☀	0 15
静岡	☀	☀	☀	☀	☀	0 16

朝日新聞東京本社 本日の編集長＝梅田正行  
 〒104-8011東京都中央区築地5-3-2 電話03-3545-0131 www.asahi.com

## 芝浦工業大学

**オピニオン・社説・声** 14.15面  
 ■社説 節電へ協力得るにはノブータンの挑戦  
 ■福島調査団 チェルノブイリを歩いた

**労働** 派遣労働者の安定策、後退  
 労働者派遣法改正案が、民主、自民、公明の3党で修正される見通しになった。登録型派遣や製造業派遣の原則禁止の規定が削除される。派遣労働者の雇用安定が狙いだったが、改正案の当初の狙いは大きく後退しそうだ。 3面

**放射能と暮らし** 被曝の実態、自分で調べる  
 放射能不安とどう向き合うか。生活面企画「放射能と暮らし」が始まります。初回は被曝(ひばく)実態を自ら調べる栃木県那須地区の住民プロジェクトの報告から。 34面

**社会** 「緑の党」や「茶会」、日本でも  
 「緑の党」や「ティーパーティー(茶会)」といった、欧米発の政治運動が国内でも広がり始めた。背景にあるのは震災や政治不信。日本の政治風土を変えるのか。 37面

**社会** 茶のしづく 遅れた被害把握  
 悠香の「茶のしづく石鹸」の旧商品でアレルギー症状の被害が発生しているという情報は、消費者庁に昨年10月、厚生労働省から伝えられていた。だが、消費者庁は被害を見逃し、事態を把握したのはその7カ月後だった。 39面

TPP あいまい首相に批判噴出 4面  
 東京モーターショー ずらっとEV 8面  
 ザックジャパン、北朝鮮に敗北 24面

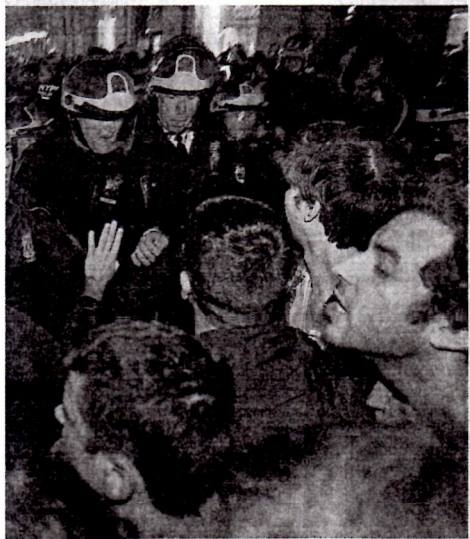
経済8.11面 囲碁・将棋13面  
 金融情報11.12.13面 小説35面  
 国際13面 文化35面  
 教育33面/生活34面 地域28.29面  
 スポーツ22.23.24.25面 TV・ラジオ26.27.40面

# イレッサ 国・企業責任なし

## 東京高裁判決 遺族が逆転敗訴

肺がん治療薬イレッサをめぐる、副作用で死に至る危険性を十分に説明していなかったとして、死亡した患者3人の遺族が販売元のアストラゼネカ(大阪市)と国に計7700万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が15日、東京高裁であった。園尾隆司裁判長は、ア社と国の双方の責任を認めた3月の一審・東京地裁判決を取り消し、遺族側の請求をすべて棄却した。

イレッサの副作用をめぐっては東京、大阪両地裁で遺族らが提訴。2月の大阪地裁判決はア社の責任だけ認めて控訴審が続いており、高裁段階の判決は初めてだった。製薬会社と国の責任をいずれも認めなかった司法判断は、国が検討し果関係を特定するのは難しく、慎重に判断すべきだ」と指摘。遺族側が「副作用で死亡した」と主張した承認前の臨床試験などの症例にも、他の抗がん剤を使ったり、転移が進んだりして、因果関係がわからないケースが多いと述べた。そのうえで、承認当時の



説明書の記載に、製造物責任法に基づく欠陥があった

かを検討した。イレッサは2002年7月に輸入が承認され、販売が始まった。当初の説明書では、動脈に酸素が取り込みにくくなる間質性肺炎が「重大な副作用」の4番目に書かれ、死に至る可能性は明記されなかった。直後から投与された患者が間質性肺炎で死亡するケースが相次ぎ、厚生労働省の行政指導を受けたア社は同年10月に説明書に「警告」を追

## 時価会計前に損失1300億円

### オリンパス、飛ばし工作

オリンパスがバブル期に投資した有価証券などの含み損を、時価会計が導入された2001年3月期末までに1300億円規模に膨らませていたことが関係者への取材でわかった。同社の第三者委員会もこうした事実を把握し、巨額の損失計上を避けるため、同社が隠蔽工作に走ったとみて実態解明を急いでいる。▼2面

本来ならオリンパスは時価会計導入で、この01年3月期末に1千億円を超える損失の計上を迫られたはずだったが、実際には9億円の特別損失を計上しただけだった。

関係者によると、オリンパスはバブル期に投機性が高い金融商品に手を出し、1990年代初めのバブル崩壊以来、財テクの損失がと時価の差(含み損)が5割超まで膨らむと、損失計上を迫られる決まりがあったが、時価が分かりにくい金融商品など交換するなどして、損失計上を先送りしていた。

だが01年3月期には時価を厳格に反映させる時価会計が導入され、この手法は通用しなくなる。そこで同社は含み損を外部に移し替

加し、注意を呼びかけた。判決は「承認当初でも、イレッサを処方する専門医は医学雑誌などから、間質性肺炎で死ぬ可能性を認識できた」と指摘。説明書の記載に製造物責任法上の「指示・警告の欠陥」はなかったと結論づけた。

さらに、国の責任については、ア社に責任がない以上、認められないとした。東京地裁判決は、説明書に警告を加えるまでの国とア社の対応を違法と認め、それまでに服用した患者2人について計1760万円の支払いを命令。ア社と国がいずれも控訴していた。今回の高裁判決を受け、遺族側は上告する方針。一方、大阪高裁での判決は来春にも言い渡される見通しだ。(根岸拓朗)